

海外募集型企画旅行ご旅行条件書

株式会社シティツアーズ／更新日2023年9月1日

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

(お申しいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。)

1 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社シティツアーズ（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、契約の内容・条件は、募集広告（ホームページ・パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し旅程を管理することを引き受けます。

2-1 旅行の申込み方法

- 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お一人につき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部として取扱います。

旅行代金	15万円未満	15万円以上30万円未満	30万円以上
申込金	20,000円以上 旅行代金まで	30,000円以上 旅行代金まで	50,000円以上 旅行代金まで

ただし、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。

ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を頭金としますが、これはそのまま申込金に充当されます

- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出又していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付順位によることとなります。
- 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。また、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、所定の違約料の一部として取り扱います。
- 申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正が必要となります。この場合、当社は、お客様の交代に準じて、第11項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

2-2 ウェイティングの取り扱いについての特約

お申込時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちに出来ない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイティング登録」といいます。）その際「申込書」の提出及び申込金と同額の「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイティング登録」の解除の申し出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

3 申込条件

- 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上18歳未満もしくは中学生以下の方のご参加は、父母の同意書が必要です。
- 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込をお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、この場合にはコースの一部内容を変更させていただきます。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なおお客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではない時は、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- お客様の都合による別行動は原則として出来ません。ただし、コースによる別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることがあります。
- 当社は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込をお断りすることがあります。
 - 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められたとき。
 - お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - お客様が風説を流布、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- (8) その他当社の業務上都合で、お申込をお断りすることがあります。

4 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。
- (2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。
- (3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送もしくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」といいます。）を旅行開始日の前日までに交付いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。なお、郵送、電子メール等でお渡しの他、インターネットを利用したアプリ等でご案内することがあります。

5 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みされた場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続きは、お客様の責任で行っていただきます。ただし、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社はおお客様ご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行業者に渡航手続きを依頼された場合は、当該渡航手続きの業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。
- (2) 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

7 旅行代金に含まれているもの

パンフレットに明示された以下のものが含まれます。

- (1) 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件化に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの）に限ります。以下同様とします。）を含みません。）。別途パンフレット内でファーストクラス席、Cクラス席利用と明示されていない場合はエコノミークラス、鉄道は普通席を利用します。
- (2) 送迎バス等の料金（空港、駅、埠頭と宿泊場所間）。ただし旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。
- (3) 観光の料金（バス料金、ガイド料金、入場料金）
- (4) 宿泊の料金、税、サービス料金
- (5) 食事の料金、税、サービス料金
- (6) 航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください）手荷物の運送は当該運輸機関が行い、当社が運輸機関に運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。
- (7) 添乗員が同行するコースの添乗員経費
上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

8 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量、容量等、個数を超える分について）
- (2) クリーニング代、電報、電話料、ホテルのボーイ・メイド、及び一部の空港・駅・港でのポーターに対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害・疾病に関する医療費
- (4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・旅券証紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等）
- (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (6) 日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等
- (7) 空港施設使用料、空港税、出国税等（以下空港税等）運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの。ただし、空港税等を含んでいることを表記されているコースを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本にてお支払いいただく場合と、現地でお支払いいただく場合があります。
- (8) 運送機関の課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）
- (9) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用（新設されたものを含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
- (10) 特別な配慮・処置に要した費用
- (11) インターネットを通じたサービス提供による通信料

9 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第21項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払い後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- (3) 第9項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）

の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

1 1 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費及び手数料としてお一人様あたり11,000円（消費税込）をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社は「CITYPACK+セレクト」については、お客様の交替を受付しておりません。その他、利用運送機関・宿泊機関・観光施設等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

1 2 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① お客様の解除権

ア・お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業日・営業時間内にお受けします。

※貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約、旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約など別途ご案内する募集型企画旅行契約の場合は、パンフレットに明示している金額を取消料として申し受けます。

日程表・説明書面にP E X航空運賃を利用している旨の記載がない旅行

	4/27～5/6、7/20～8/31、 12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に 開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40日前にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10% (10万円上限)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30日前にあたる日以降～15日目にあたる日まで	旅行代金が50万円以上：10万円 旅行代金が30万円以上50万円未満：5万円 旅行代金が15万円以上30万円未満：3万円 旅行代金が10万円以上15万円未満：2万円 旅行代金が10万円未満：旅行代金の20%	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14日前にあたる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日～当日（ただし次項の場合を除く）	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

日程表・説明書面にP E X航空運賃を利用している旨の記載がある旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、 12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に 開始する旅行
旅行契約の締結時から旅行開始の前日から 起算してさかのぼって41日目にあたる日まで	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限) または航空券取消料等の金額の いずれか高い方	航空券取消料等の 金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30日前にあたる日以降～15日目にあたる日まで	旅行代金が50万円以上：10万円または航空券取消料等の金額の いずれか高い方 旅行代金が30万円以上50万円未満：5万円または航空券取消料等の 金額のいずれか高い方 旅行代金が15万円以上30万円未満：3万円または航空券取消料等の 金額のいずれか高い方 旅行代金が10万円以上15万円未満：2万円または航空券取消料等の 金額のいずれか高い方 旅行代金が10万円未満：旅行代金の20%または航空券取消料等の 金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14日前にあたる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前々日～当日（ただし次項の場合を除く）	旅行代金の50%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

イ・お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第18項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り
ます。
- b. 第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、
旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d. 当社らがお客様に対し、第4項の(3)に記載の最終日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となった
とき。
- ウ・当社は本項(1)①アにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料
を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)①
イにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。
- エ・日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当
社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。
その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
- オ・お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお
取消とみなし、所定の取消料を収受します。

- カ・当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。
- キ・お取消時すでに当社が渡航手続を開始又は終了している場合には、パンフレットに定める取消料の他に渡航手続所用実費及び渡航手続代行料金を申し受けます。一定の事由により、取消しを余儀なくされた場合には取消料及び渡航手続費用相当額が支払われる保険があります。詳しくは当社にお尋ねください。

② 当社の解除権

- ア・お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①のイに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ・次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - ア・お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - イ・お客様が第3項の(7)①から④までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - ウ・お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - エ・お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - オ・お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - カ・お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
 - キ・スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ク・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ケ・上記クの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項(1)の①のイに拠ります。)
 - コ・上記クの一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたとき。
- ウ・当社は本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後の解除

① お客様の解除・払い戻し

- ア・お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ・旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ウ・本項(2)の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

② 当社の解除・払い戻し

- ア・旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - ア・お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - イ・お客様が第3項の(7)①から④までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - ウ・お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - エ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - オ・上記エの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
- イ・解除の効果及び払い戻し
本項(2)の②のイに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ウ・本項(2)の②のイの a、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ・当社が本項(2)の②のイの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

1 3 旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

1 4 添乗員等

- (1) 添乗員の同行の有無はホームページ・パンフレット等に明示いたします。

- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては現地において当社に代わって旅程管理を代行させるものにより本項(1)の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は最終日程表に明示いたします。
- (3) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
- (4) 本項(1)の規定に関わらず、当社の関与し得ない事由による日程変更が生じ、かつ旅程管理上やむを得ない場合においては、一部添乗員が同行しない区間が発生することがございます。
- (5) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。

1 5 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。
- (4) 本項(1)の手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関等（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関等の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- (5) お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人 15 万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

1 6 お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

1 7 特別補償

- (1) 当社は、第 1 5 項(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来事故により、その身体、生命、又は手荷物の上に被った一定の損害について、
死亡補償金として 2,500 万円、入院見舞金として入院日数により 4 万円～40 万円、
通院見舞金として通院日数により 2 万円～10 万円を支払います。
携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき 15 万円をもって限度とします。
ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。
なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならない物があります。
- (2) 当社が、当社約款第 2 7 条第一項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当されます。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (4) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (5) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいいたしません。

1 8 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第 1 5 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - ①次に掲げる事由による変更
 - (イ) 天災地変、(ロ) 戦乱、(ハ) 暴動、(ニ) 官公署の命令、(ホ) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 (ヘ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (ト) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ②第 1 2 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して一旅行につき旅行代金に 15 %を乗じた額を限度とします。また、お客様一人に対して一旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供を持って補償を行うことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1. 0	2. 0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1. 0	2. 0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

- 注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注 3 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注 5 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注 6 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号によります。

1 9 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の

伝票への会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）その場合の旅行条件は、本「海外募集型企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

- （1）通信契約の申込に際し、会員は、申込しようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号等」といいます。）を当社にお申し出いただきます。
- （2）通信契約は、電話による申込の場合は、当社が申込を受諾したときに成立します。又、郵便、インターネットその他の通信手段による申込の場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発したときに成立します。但し、契約締結を承諾する旨を e-mail、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
- （3）与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、パンフレットに定めた取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
- （4）当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第 10 項（2）から（4）までの規定により旅行代金が減額された場合又は第 12 項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあたっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除により払戻しにあたっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- （5）通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。
- （6）通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受け出来ない場合もあります。

2 0 団体・グループの契約について

- （1）当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- （2）契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- （3）当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- （4）当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

2 1 ご旅行条件・旅行代金の基準

- （1）この旅行条件の基準期日と運送機関の適用運賃・料金の基準期日については、パンフレット等に明示した日となります。
- （2）特に注釈のない場合、こども代金は、旅行開始日当日を基準に満 2 才以上～12 才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 才未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。
- （3）旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- （4）追加代金は、航空会社との選択、航空便の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1 人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。
- （5）本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告又はパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コ

ースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2－1項の申込金、パンフレットに定める取消料、第18項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

- (6) 空港税等の換算基準日はパンフレットに明示します。過不足が生じて一切精算いたしません。

2 2 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。

お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客さまにはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客さまご自身で海外安全ホームページをご確認ください。また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」<https://www.ezairyumofa.go.jp/tabireg/>へのご登録をお勧めします。

2 3 衛生情報について

渡航先の衛生状況については「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

2 4 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償が得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらの治療費、移送費、または死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。また、お客様のご都合により募集型企画旅行を解除される場合は、解除の時期によって、取消料をお支払いいただくことがあります。旅行契約の事由によっては、保険（特約）が適用される場合もありますので、本旅行の申込と一緒に旅行変更費用担保特約に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

2 5 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、お客様がご旅行の申込みの際にお申出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいたご旅行において、運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については募集広告、契約書面等に記載されています。）の提供する旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、お申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、または当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等及び手配代行者に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号又はメールアドレス、パスポート番号、クレジットカード番号を電磁的方法等で送付することにより提供いたします。また、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを免税店等の土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを予め電磁的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社に出発前までにお申出ください。
- (3) 当社は、利用目的の達成の範囲内で、当社が個人情報の取扱いの契約を締結した業務委託先に対して個人情報を委託する場合があります。
- (4) 個人情報を当社にご提供いただくことは、ご本人の判断で決定お願いします。ただし、必要な個人情報の項目が不足している場合には、当社の旅行サービスを提供できないことがあることをご了解ください。
- (5) 上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認ください。

<https://www.citytours.co.jp/privacy-policy/>

2 6 その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税店がある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。また、税関手続きの状況、航空機の遅延などによる乗継時間の短縮などの理由により免税手続きが出来ないことがあります。その場合でも当社はその責任を負いません。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはホームページ・パンフレット表紙等に記載している発空港を出発（集合）してから当該空港に帰着（解散）するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (5) 日本国内の空港等から、本項(4)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (6) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第15項(1)及び第18項の責任を負いません。
- (7) お客様のローマ字氏名をお申し出またはご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りをお願いいたします。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の交替の場合に準じて、第11項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第12項の当社所定の取消料をいただきます。
- (8) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品は、ホームページ・パンフレット等に特に記載のある場合を除き、原則として航空座席の指定・並び席および客室の眺望・階数指定等を承ることはできません。
- (9) この条件に定めのない事項は当社約款によります。又、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、当社約款を優先します。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社約款は、当社ホームページ <https://www.citytours.co.jp/conditions/> からご覧いただけます。

取扱店